地域防災計画(原子力災害対策編)修正要旨

1 修正の概要

- (1) 原子力防災訓練の検証結果を踏まえ、原子力発電所ごとの UPZ の設定および避難中継所 運営本部の設置について修正しようとするものです。 (第1章第6節関係、第3章第5節 第7関係)
- (2) 原子力災害対策指針の改正に伴い、UPZ 圏外における防護対策および放射性物質大気中拡散予測(SPEEDI等)の活用について修正しようとするものです。(第1章第8節関係、第3章第2節第4および第5節第4関係)
- (3) 原子力事業者との連携体制の一環として、警戒事態の環境放射線モニタリングおよび緊急時モニタリングにおける原子力事業者との連携に係る体制について修正しようとするものです。(第3章第2節第4関係)
- (4) 関係機関の組織改編に伴い組織名等の整理に加え、全編にわたり適切な表現に修正しようとするものです。

2 修正要旨

第1章 総則

項目	頁	修正要旨
第6節 原子力災害対策を重 点的に実施すべき地域の範 囲		・原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について、原子力発電所ごとの地域の範囲を位置付け、対象となる市に係る記述を整理・修正
第8節 放射性プルーム通過 時の被ばくの影響を避ける ための防護措置		・放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置について、「国において(略)具体的な対応を検討していく必要がある」とされていたところを屋内退避指示等の伝達手段の確保を定めるなど、防護措置に係る記述を整理・修正

第3章 緊急事態応急対策

項目	頁	修正要旨
第2節 情報の収集・連絡、 緊急連絡体制および通信の 確保		第4 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動 ・警戒事態の環境放射線モニタリングおよび緊急時モニタリングについて、原子力事業者との連携を追記し、モニタリング体制に係る記述を整理・修正
第5節 避難、屋内退避等の 防護措置		第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施 ・住民等の避難誘導について、「SPEEDI ネットワークシス テム等の大気中拡散計算結果」を削除し、住民等へ提供す る情報に係る記述を整理・修正

項目	頁	修正要旨
		第7 避難の際に住民に対するスクリーニングの実施 ・避難中継所について、県・市・消防・警察による「避難中 継所運営本部」の設置について追記し、避難中継所運営本 部の運営係る記述を修正

全 編

項目	頁	修正要旨
その他		 ・各機関の組織改編等に伴う修正例)「独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に修正 (第 章第節第 関係) ・適切な表現への修正例)近畿運輸局の業務の大綱として「原子力災害時における施設等の選定および収用の協力要請」を「原子力災害時における物資を保管するための施設等の選定および収用の協力要請」に修正(第 章第 節第 第 項関係)